

別表（第3条及び第8条関係）

1 広告の掲載場所及び規格等

- (1) バナー広告は、市ホームページのトップページ下部に掲載するものとする。
- (2) バナー画像のサイズは、縦 50 ピクセル、横 172 ピクセルとし、データ容量は 20 キロバイト以下とする。
- (3) バナー画像の形式は、PNG、JPEG 又は GIF とする。
- (4) バナー画像は静止画とし、点滅するもの、画像が切り替わるものその他動きのあるものは使用できない。

2 東御市公式ホームページバナー広告 広告料

掲載期間	枠	広告料
1 か月	1 枠	5, 500 円
12 か月	1 枠	55, 000 円

※長期掲載による割引を適用する。

備考

- 1 広告料は、消費税及び地方消費税を含むものとする。
- 2 広告料は、広告掲載の決定後に一括して納付するものとする。
- 3 12 か月の掲載期間による広告については、年度単位（4月1日から翌年3月31日まで）とし、年度の途中からの申込みは受け付けないものとする。